

該当者

◇市・県民税の申告が必要な方

平成24年1月1日現在、市内に居住している方で、次に該当する方は市・県民税の申告が必要です。収入がゼロでも申告が必要な場合があります。ただし、確定申告書を提出した方を除きます。

- ①給与所得者（サラリーマンなど）で、昨年中の給与所得以外の所得（不動産所得や雑所得、農業所得など）の合計額が20万円以下の方
- ②公的年金等に係る雑所得があり、その収入金額が400万円以下の方で、昨年中の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ③土地や家屋を売った方で、所得税の所得控除や特例を受けて所得が残らない方
- ④昨年中の所得が所得税の所得控除の合計額より少ない方

⑤昨年中に収入が全くなかった方で、税金上、誰の扶養にも入っていない方

※市・県民税の申告をしないと所得証明書などが発行されない場合がありますので、必ず申告してください。障害者、寡婦（夫）、未成年者など一定要件に該当する方は、市・県民税が非課税になる場合がありますので申告してください。

〈市・県民税の申告に必要なもの〉

印鑑、給与の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料）や生命保険料・地震保険料などの支払額証明書、障害者手帳（障害者控除用）、医療費の領収書（医療費控除用）など

※昨年の申告書・収支内訳書の控えをご持参ください。

その他

◇申告書などの発送時期

■市役所から発送するもの

- 市・県民税の申告書…1月中旬
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせ…1月下旬

■税務署から発送するもの

- 所得税の確定申告書、または「確定申告のお知らせ」の案内はがき…2月上旬
- ※申告の際にご持参ください。

■日本年金機構（旧社会保険庁）から発送するもの

- 公的年金等の源泉徴収票…1月中
- ※年金基金などの源泉徴収票は各加入団体から発送されます。発送日は各加入団体へお問い合わせください。

●社会保険料（国民年金保険料）控除証明書…昨年11月に発送済み。

※国民年金保険料の納付済額と公的年金等の源泉徴収票が発送されたかどうかの確認は、刈谷年金事務所（☎0566・21・2115）へ。昨年10月1日以降に初めて国民年金保険料を納付した方には、1月下旬に発送されます。

■その他

給与の源泉徴収票は勤務先、生命保険料や地震保険料の支払証明書は各加入会社から発行されます。発行日は、勤務先または各加入会社へお問い合わせください。

◇所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方へ

所得税の住宅ローン控除可能額が所得税額を上回って控除しきれなくなる場合、その金額を翌年度の市・県民税（所得割）から控除することができます。

対象 平成11年から18年までの入居者、または平成21年から25年までの入居者

申告方法 市への申告は不要です。勤務先の年末調整または確定申告により「住宅ローン控除」の申告をしてください。ただし、23年中に入居した方については、住宅ローン控除適用初年度のため、年末調整での控除

は受けられません。所得税の確定申告により税務署へ提出してください。

申告期限 3月15日(木)

控除額 次のいずれか少ない額が翌年度の市・県民税から控除されます。

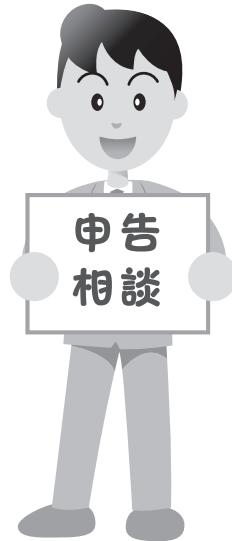
- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額に5%を乗じた金額（上限97,500円）

送付・問合先

■市・県民税の申告書について分からることなどは、市税務課市民税担当（〒445-8501 住所不要／☎56・2111）へ。

■所得税の確定申告書について分からることなどは、西尾税務署（〒445-8602 住所不要／☎57・3111）へ。

税の申告時期がやってきました



今年も所得税や市・県民税の申告時期がやってきました。申告書に記入の上、早めに提出をしましょう。申告書は申告会場へ持参するほか、郵送でも提出できます。確定申告は税務署へ、市・県民税の申告は市役所税務課へお送りください。

申告受付日程と会場

■市・県民税の申告受付

日 時	申 告 会 場
2月15日(木)～3月15日(木) ※(土)(日)を除く。 午前9時～11時30分 午後1時～4時	市役所多目的室(1階) ※市・県民税の申告のみ。確定申告をする方はJA西三河事務センター(右表)へ。
※混雑状況によって午前の受け付けを早めに終了する場合があります。	

■所得税の申告受付

日 時	申 告 会 場
2月16日(木)～3月15日(木) ※(土)(日)を除く。 午前9時～午後5時	J A 西三河事務センター ※市・県民税の申告はできません。

★インターネットを利用する方へ

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、自分で確定申告書を作成することもできます。

H Pアドレス <http://www.nta.go.jp/>

出張申告相談

市では「市・県民税の申告書」などの申告相談を下表のとおり行います。また、日本語の不自由な外国人の方でも申告できるように、2月13日(月)のJA西三河本店では、ポルトガル語の通訳者を配置します。

■開設時間

午前9時～11時30分、午後1時～4時

(佐久島開発総合センターのみ午前10時～11時30分)

※混雑状況によって午前の受け付けを早めに終了する場合があります。

期 日	申 告 会 場
2月2日(木)	米津ふれあいセンター(1階)
3日(金)	室場ふれあいセンター(2階)
6日(月)	J A 西三河 平東支店(2階)
7日(火)	西野町ふれあいセンター(1階)
8日(水)	三和ふれあいセンター(2階)
9日(木)	西尾勤労会館(1階)
10日(金)	寺津ふれあいセンター(1階)
13日(月)	J A 西三河 本店(5階) 【外国語通訳者配置】
2月15日(水)～17日(金)	幡豆支所(2階)
2月20日(月)～24日(金)	一色支所 会議棟(支所東)
27日(月)	佐久島開発総合センター
2月28日(火)～3月2日(金)	吉良町公民館(3階)

ご注意ください

過年度申告、青色申告、分離課税申告(譲渡所得、退職所得等)、損失申告、住宅ローン控除、雑損控除などの確定申告書は受け付けできません。

なお、事業所得や不動産所得の申告をする方は収支内訳書を作成の上、お越しください。